

人事委員会年報

令和2年度

沖縄県人事委員会

目 次

1 人事委員会の概要

(1) 設置	1
(2) 構成	1
(3) 権限	1
(4) 運営	2
(5) 開催状況	2
ア 令和2年開催状況	2
イ 年度別開催状況	3
ウ 議事	4
(6) 規則の制定、改廃の状況	12
(7) 条例案に対する意見の状況	15

2 人事委員会組織及び事務局事務分掌

(1) 組織	17
(2) 事務分掌	17
(3) 予算の状況（歳出）	18
(4) その他 諸会議の開催状況	19

3 任用関係業務

(1) 採用試験、選考の状況	20
ア 採用試験の実施状況	20
(ア) 上級試験	20
(イ) 中級試験	20
(ウ) 初級試験	21
(エ) 警察官A試験	21
(オ) 警察官B試験	21
(カ) 障害者を対象とした採用選考試験	22
(キ) 口頭による開示請求を受け開示した個人情報	22
イ 採用試験の実施日程	23
ウ 採用試験の対象職及び給料月額	23
エ 採用試験の受験資格	24
オ 採用試験の実施方法	25
カ 採用試験の実施結果	26
キ 採用候補者名簿登載者の状況	27
ク 採用選考	28
(2) 昇任試験の状況	29
ア 警察官昇任試験の実施状況	29
イ 昇任選考の状況	30
(3) 臨時的任用	30
(4) 公益法人等への職員の派遣等	31
(5) 服務関係	32

4 給与関係業務

(1) 給与勧告の基本的考え方	33
-----------------	----

ア 給与勧告の意義	33
イ 民間準拠方式の合理性	33
ウ 公務員の身分保障	33
(2) 公民の給与の比較について	33
(3) 令和 2 年職員の給与等に関する報告	33
ア 職員の給与等	33
イ 民間の給与等	34
(ア) 給与改定の状況等	34
(イ) 諸手当の支給状況	34
ウ 職員給与と民間給与との比較	34
エ 物価及び生計費	35
(ア) 物価指数	35
(イ) 標準生計費	35
オ むすび	35
(ア) 給与改定について	35
(イ) 公務運営に関する課題について	35
(4) 給与承認の状況	39
(5) 給与の支払監理	39

5 審査関係業務

(1) 公平審査関係業務等	41
ア 勤務条件に関する措置の要求	41
イ 不利益処分についての審査請求	41
ウ 公立学校の学校医等の公務災害補償の実施に関する審査の請求	41
(2) 苦情処理関係業務	42
(3) 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議業務	42
(4) 職員団体関係業務	42
ア 職員団体の登録	42
イ 法人格付与法に基づく規約の認証	43
ウ 管理職員等の範囲	43
(5) 市町村等の公平委員会の事務の受託関係業務	43
ア 受託団体	43
イ 受託業務	44

6 労働基準監督関係業務

(1) 労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査の実施	46
(2) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく届出の受理等の職権行使	46
(3) 労働安全衛生法の規定に基づく特定機械等の検査状況	47
(4) 特定機械等の事業所別設置状況	47
(5) 労働基準法別表第 1 に掲げる事業等を行う事業所一覧表	48

1 人事委員会の概要

(1) 設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、沖縄県人事委員会設置条例（昭和47年沖縄県条例第39号）により昭和47年5月15日に設置された。

(2) 構成

人事委員会は、3人の委員をもって構成される合議制の執行機関である。委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（法第9条の2第10項）で、現在の委員は次のとおりである。

【 委員名簿 】

（令和3年3月31日現在）

職 名	氏 名	任 期	勤務形態	備 考
委員長	島 袋 秀 勝	①平成29年8月1日～令和元年7月18日 ②令和元年7月19日～令和5年7月18日	非常勤	平成29年8月4日委員長就任
委 員	比 嘉 悦 子	①平成28年8月1日～令和2年7月31日 ②令和2年8月1日～令和6年7月31日	非常勤	委員長職務代理者
委 員	金 城 稔	平成30年9月29日～令和4年9月28日	非常勤	

(3) 権限

人事委員会の権限は、法第8条等に規定されているが、その性質により分類すれば、行政的権限、準司法的権限及び準立法的権限の三つに分けることができる。

ア 行政的権限

(ア) 人事行政に関する調査、研究、企画立案等を行うこと。

（法第8条第1項第1号、第2号）

(イ) 人事機関及び職員に関する条例の制定、改廃について議会及び知事に意見を申し出ること。

（法第8条第1項第3号）

(ウ) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。

（法第8条第1項第4号）

(エ) 給与等に関し、議会及び知事に対し勧告すること。

（法第8条第1項第5号）

(オ) 競争試験又は選考を実施すること。

（法第8条第1項第6号）

(カ) 職員に対する給与の支払を監理すること。

（法第8条第1項第8号）

(キ) 職員の苦情を処理すること。

（法第8条第1項第11号）

(ク) 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（職員団体の登録、労働基準監督機関の職権行使等）を処理すること。

（法第8条第1項第12号）

(ケ) 給料表に関し、議会及び知事に対し報告又は勧告すること。

（法第26条）

イ 準司法的権限

人事委員会は、公平中立の立場にある機関として、法律に基づき、不利益処分に関する審査請求の審査等の準司法的な権限を有する。

(ア) 勤務条件に関する措置要求に対する審査及び判定に関すること。

(法第8条第1項第9号、第47条)

(イ) 不利益処分についての審査請求に対する審査及び裁決に関すること。

(法第8条第1項第10号、第50条)

(ウ) 職員団体の登録取消しの口頭審理に関すること。

(法第53条)

(エ) 学校医等に関する公務災害補償の審査請求の審査に関すること。

(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条）

ウ 準立法的権限

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項について、人事委員会規則を制定することができる権限を有する。

(法第8条第5項)

(4) 運営

人事委員会を代表する委員長は、委員のうちから選挙され、委員長に事故があるときは、委員長の指定する委員がその職務を代理することになっている。委員会の会議は原則として3人の委員の出席によって開催され、その議事は委員の過半数によって決められる。

(法第10条、第11条第1項及び第3項)

ただし、会議を開かなければ公務の運営又は職員の福祉若しくは利益の保護に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、2人の委員の出席で開催することができる。

(法第11条第2項)

本委員会の会議は、沖縄県人事委員会議事規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第1号）により、定例会は毎週火曜日に人事委員会の庁舎において行うことを例とする。

また、臨時会は、委員長が必要と認めたとき、又は過半数の人事委員から請求があったときに委員長が招集することとなっている。

(5) 開催状況

ア 令和2年度開催状況

令和2年度における人事委員会の開催状況は、次のとおりである。

(単位：回)

年 月	定例会	臨時会	口頭審理	計
令和2年4月	1	0	0	1
5月	2	0	0	2
6月	2	0	2	2
7月	2	0	0	2
8月	2	0	1	3
9月	3	0	0	3
10月	3	0	0	3
11月	4	0	0	4
12月	3	0	0	3
令和3年1月	1	0	0	1
2月	2	0	0	2
3月	5	0	0	5
合 計	30	0	1	31

イ 年度別開催状況

委員会の年度別開催状況は、次のとおりである。

(単位：回)

年 度	定例会	臨時会	計	口頭審理	合 計	月平均
平成3年度	28	24	52	14	66	5.5
4	25	18	43	17	60	5.0
5	19	14	33	16	49	4.1
6	26	8	34	9	43	3.6
7	18	4	22	4	26	2.2
8	19	9	28	6	34	2.8
9	21	6	27	7	34	2.8
10	19	11	30	0	30	2.5
11	28	8	36	12	48	4.0
12	21	11	32	6	38	3.2
13	20	1	21	3	24	2.0
14	20	9	29	0	29	2.4
15	22	6	28	3	31	2.5
16	24	12	36	8	44	3.7
17	24	8	32	3	35	2.9
18	22	11	33	2	35	2.9
19	20	13	33	0	33	2.8
20	21	9	30	7	37	3.1
21	26	10	36	3	39	3.3
22	21	9	30	1	31	2.6
23	22	12	34	7	41	3.4
24	29	8	37	4※	41	3.4
25	28	1	29	0	29	2.4
26	34	5	39	0	39	3.3
27	35	1	36	0	36	3.0
28	33	1	34	2	36	3.0
29	29	1	30	1	31	2.6
30	30	0	30	0	30	2.5
令和元年度	34	1	35	2	37	3.1
2	30	0	30	1	31	2.6

※は審尋1回含む。

ウ 議事

令和２年度の人事委員会で審議された議事は、次のとおりである。

回	年 月 日	議 事
1	令和２年４月21日 (定例会)	1 議案 (1) 準備書面（及び証拠資料申請書）の送付並びに準備書面及び証拠資料申請書の提出要求について（令和元年（審）第２号事案） (2) 審査請求の受理検討について（令和２年４月６日付け審査請求） (3) 審査に関する事務の委任について（令和２年（審）第１号事案） 2 報告 (1) 第３回書面審理の結果について（令和元年（審）第２号事案） (2) 令和２年度人事委員会年間業務計画について
2	令和２年５月19日 (定例会)	1 議案 (1) 審査請求の受理検討について（令和２年５月１日付け審査請求） (2) 答弁書及び証拠資料申請書の提出要求について（令和２年市町村（審）第１号事案） 2 報告 (1) 準備手続の結果について（平成30年市町村（審）第１号事案）
3	令和２年５月25日 (定例会)	1 議案 (1) 選考の実施に関する事務の一部委任について
4	令和２年６月２日 (定例会)	1 議案 (1) 沖縄県人事委員会事務局 障害者活躍推進計画の策定について (2) 審査請求の受理検討について（令和２年４月16日付け審査請求） (3) 審査員長の指名について（平成30年市町村（審）第１号事案） (4) 当事者本人尋問及び証人尋問について（平成30年市町村（審）第１号事案） (5) 口頭審理の開催について（平成30年市町村（審）第１号事案）
5	令和２年６月15日 (定例会)	1 議案 (1) 条例改正に係る人事委員会の意見開陳について 令和２年第４回沖縄県議会（６月定例会） 乙第１号議案「沖縄県職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」 乙第２号議案「東日本大震災及び東日本大震災

		以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」 (2) 会計年度任用職員の期末手当基礎額に係る協議について 2 報告 (1) 令和2年度沖縄県職員採用上級試験及び警察官A採用試験の受験申込者数について (2) 令和2年職種別民間給与実態調査について
6	令和2年7月6日 (定例会)	1 議案 (1) 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について (2) 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則について (3) 答弁書及び証拠資料申請書の送付並びに反論書及び証拠資料申請書の提出要求について（令和2年市町村（審）第1号事案） (4) 準備書面の送付並びに準備書面及び証拠資料申請書の提出要求について（令和元年（審）第2号事案） 2 報告 (1) 第1回書面審理の結果について（令和2年市町村（審）第1号事案） (2) 第4回書面審理の結果について（令和元年（審）第2号事案） (3) 全人連会長に対する組合要請について（公務労協サービス労働組合協議会地方公務員部会・公務労組連絡会）
7	令和2年7月14日 (定例会)	1 議案 (1) 選考の実施に関する事務の一部委任について (2) 沖縄県公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則について (3) 審査請求の受理検討について（令和2年6月25日付け審査請求） (4) 審査に関する事務の委任について（令和2年市町村（審）第2号事案） 2 報告 (1) 令和2年度沖縄県職員採用上級試験第1次試験合格者の決定等について (2) 令和2年度九州地方人事委員会協議会委員長会議及び第128回全国人事委員会連合会総会について (3) 全人連会長に対する組合要請について（公務労協サービス労働組合協議会地方公務員部会）
8	令和2年8月11日 (定例会)	1 報告 (1) 第5回書面審理の結果について（令和元年（審）第

		2号事案) (2) 「2020年人事委員会勧告に関する要求・要望」に対する事務局長会見について（四者共闘及び自治労沖縄県本部） 2 その他 (1) 委員長の職務代理者の指定について
9	令和2年8月18日 (定例会)	1 議案 (1) 令和2年度沖縄県職員採用上級試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について (2) 証拠書類の採否について（平成30年市町村（審）第1号事案） (3) 反論書の送付並びに準備書面及び証拠資料申請書の提出要求について（令和2年市町村（審）第1号事案） 2 協議 (1) 口頭審理の進行手続について（平成30年市町村（審）第1号事案） 3 報告 (1) 令和2年度沖縄県警察官A採用試験第1次試験合格者の決定等について (2) 第2回書面審理の結果について（令和2年市町村（審）第1号事案）
10	令和2年9月8日 (定例会)	1 議案 (1) 令和2年度沖縄県警察官A採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について (2) 準備書面の送付について（令和元年（審）第2号事案） (3) 釈明書の提出要求について（令和元年（審）第2号事案） (4) 条例改正に係る人事委員会の意見開陳について { 令和2年第6回沖縄県議会（9月定例会） 乙第4号議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」 3 報告 (1) 令和2年度沖縄県職員採用中・初級試験、警察官B採用試験及び障害者選考試験の受験申込者数について
11	令和2年9月25日 (定例会)	1 議案 (1) 選考の実施に関する事務の一部委任について (2) 一般職の任期付職員の採用に係る承認について
12	令和2年9月29日 (定例会)	1 議案 (1) 勤務条件に関する措置の要求の受理検討について（令和2年7月28日付け措置要求） (2) 審査に関する事務の委任について（令和2年7月28日付け措置要求）

		(3) 勤務条件に関する措置の要求の受理検討について（令和2年8月11日付け措置要求） (4) 審査に関する事務の委任について（令和2年8月11日付け措置要求） (5) 勤務条件に関する措置の要求の受理検討について（令和2年8月27日付け措置要求） (6) 審査に関する事務の委任について（令和2年8月27日付け措置要求） 2 協議 (1) 処分者側証人が審査の冒頭から在室していた件について（平成30年市町村（審）第1号事案） 3 報告 (1) 進捗状況報告について（令和元年（審）第1号事案）
13	令和2年10月13日 （定例会）	1 議案 (1) 選考の実施に関する事務の一部委任について (2) 積明書及び証拠資料申請書の送付並びに書面審理終了の予告について（令和元年（審）第2号事案） 2 協議 (1) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての協議事項について（給与等勤務条件・1回目） (2) 要望書について（令和2年（措）第2号事案） 3 報告 (1) 令和2年度沖縄県職員採用中級・初級試験第1次試験合格者の決定等について (2) 人事院勧告等の概要について (3) 第6回書面審理の結果について（令和元年（審）第2号事案）
14	令和2年10月20日 （定例会）	1 議案 (1) 「2020年人事委員会勧告に関する要求・要望」組合会見について（四者共闘及び自治労沖縄県本部） (2) 準備書面書及び証拠資料申請書の送付並びに準備書面及び証拠資料申請書の提出要求について（令和2年市町村（審）第1号事案） 2 協議 (1) 職員の給与等に関する報告及び勧告について 3 報告 (1) 第3回書面審理の結果について（令和2年市町村（審）第1号事案） (2) 令和2年給与勧告等に関する一般情勢及び生計費について (3) 全人連会長に対する組合要請について（公務労組連絡会）
15	令和2年10月27日 （定例会）	1 議案 (1) 職員の給与に関する報告（令和2年11月）について (2) 沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共

		団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について
16	令和2年11月2日 (定例会)	1 議案 (1) 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則について 2 報告 (1) 人事院報告の概要について 3 その他 (1) 職員の給与に関する報告(令和2年11月)について(報告日当日資料について)
17	令和2年11月10日 (定例会)	1 協議 (1) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての協議事項について(給与等勤務条件(3回目)) (2) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての協議事項について(公務運営に関する課題)
18	令和2年11月17日 (定例会)	1 議案 (1) 条例改正に係る人事委員会の意見開陳について 〔令和2年第7回沖縄県議会(11月定例会) 乙第7号議案「公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例」〕 2 協議 (1) 職員の給与等に関する報告及び勧告に向けての協議事項について(報告むすびのまとめ等) 3 報告 (1) 令和2年度沖縄県警察官B採用試験及び令和2年度障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の第1次合格者の決定等について (2) 全人連会長及び九州地方人事委員会協議会会長に対する組合要請について(公務公共サービス労働組合、自治労九州地連県職共闘会議・自治労九州地区連絡協議会) (3) 「2020年人事委員会勧告等に関する要請書」について(四者共闘) (4) 職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果について
19	令和2年11月24日 (定例会)	1 議案 (1) 令和2年度沖縄県職員採用中級・初級試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について (2) 令和2年度障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について (3) 職員の給与等に関する報告(令和2年12月)について (4) 令和2年度における特別休暇の特例に関する規則に

		ついて (5) 令和２年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の基準の特例に関する規則について
20	令和２年12月１日 (定例会)	1 その他 (1) 職員の給与等に関する報告（令和２年12月）について（報告日当日資料について）
21	令和２年12月７日 (定例会)	1 議案 (1) 選考の実施に関する事務の一部委任について (2) 書面審理の終了及び最終陳述書の送付について（令和元年（審）第２号事案） 2 報告 (1) 第７回書面審理の結果について（令和元年（審）第２号事案）
22	令和２年12月15日 (定例会)	1 議案 (1) 令和２年度沖縄県警察官Ｂ採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について (2) 選考の実施に関する事務の一部委任について (3) 管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則について 2 報告 (1) 第８回書面審理の結果について（令和元年（審）第２号事案）
23	令和３年１月12日 (定例会)	1 議案 (1) 選考の実施に関する事務の一部委任について (2) 審査請求の受理検討について（令和２年12月18日付け審査請求） (3) 答弁書及び証拠資料申請書の提出要求について（令和３年（審）第１号事案） (4) 証拠資料申請書の提出要求について（令和３年（審）第１号事案） 2 協議 (1) 平成30年市町村（審）第１号事案の裁決方針について 3 報告 (1) 令和２年九州各県・市人事委員会給与勧告について
24	令和３年２月３日 (定例会)	1 議案 (1) 証拠資料申請書の送付について（令和３年（審）第１号事案）
25	令和３年２月９日 (定例会)	1 議案 (1) 勤務条件に関する措置の要求の判定書（案）について（令和２年市町村（措）第１号事案）

26	令和３年３月２日 (定例会)	1 議案 (1) 職員の昇任選考について (2) 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則について (3) へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則について (4) 答弁書及び証拠資料申請書の送付並びに反論書及び証拠資料申請書の提出要求について（令和３年（審）第１号事案） (5) 勤務条件に関する措置の要求の受理検討について（令和２年12月28日付け措置請求） 2 報告 (1) 第１回書面審理の結果について（令和３年（審）第１号事案） (2) 第２回書面審理の結果について（令和３年（審）第１号事案）
27	令和３年３月９日 (定例会)	1 議案 (1) 令和３年度沖縄県職員採用試験計画及び障害者を対象とした沖縄県職員採用選考試験計画について (2) 資格加点の評定基準等の一部改正について (3) 職員の昇任選考について (4) 沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則について (5) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について (6) 勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則について (7) 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則について (8) 九州地方人事委員会協議会委員長・事務局長合同会議の開催について（沖縄県開催） 2 協議 (1) 平成30年市町村（審）第１号事案裁決書（案）
28	令和３年３月16日 (定例会)	1 議案 (1) 人事委員会事務局職員の任命について (2) 準備書面及び証拠資料申請書の提出要求について（令和２年市町村（審）第１号事案） 2 報告 (1) 第４回書面審理の結果について（令和２年市町村（審）第１号事案）
29	令和３年３月23日 (定例会)	1 議案 (1) 選考の実施に関する事務の一部委任について (2) 令和３年度警察官採用試験の実施に関する事務の一部委任について

		(3) 一般職の任期付職員の採用に係る承認について (4) 職員の昇任のための選考について (5) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則について (6) 沖縄県立看護大学学長の給料月額の承認について (7) 裁決書について(平成30年市町村(審)第1号事案) 2 協議 (1) 審査の継続について(令和元年(審)第1号事案) 3 報告 (1) 令和2年度労働基準・労働安全衛生に関する実態調査結果報告について (2) 令和2年度給与支払監理の実施結果について
30	令和3年3月31日 (定例会)	1 議案 (1) 再審査請求の受理検討について(令和2年10月8日付け再審査請求)

(6) 規則の制定、改廃の状況

令和２年度に人事委員会で制定、改正及び廃止した規則は、次のとおりである。

規則 番号	公布年月日 (施行期日)	規 則 名	規 則 の 概 要
R 2 15	R 2 . 7 . 21 (R 2 . 4 . 1)	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	職員が月の途中から派遣等となり、その翌月に復職等した場合には、通勤手当を返納させないこととするため、改正を行った。
16	R 2 . 7 . 28 (R 2 . 4 . 1)	沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	任命権者が職員を派遣することができる団体「公益財団法人沖縄県体育協会」の名称変更に伴い、所要の改正を行った。
17	R 2 . 7 . 31 (R 2 . 2 . 1)	東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則	東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正に伴い、人事委員会規則で定める施設等、作業及び支給額を追加するため、改正を行った。
18	R 2 . 11 . 6 (R 2 . 11 . 6)	沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	県内の地方公共団体における職の新設や廃止、団体の解散等があったこと並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、平成27年４月１日以後に任命された教育長については地方公務員法の適用を受けなくなったことから、所要の改正を行った。
19	R 2 . 11 . 6 (R 2 . 11 . 6)	沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則	任命権者が職員を派遣することができる団体に、「一般財団法人沖縄マリネリジャーセイフティービューロー」を追加した。
20	R 2 . 11 . 27 (R 2 . 12 . 1)	令和２年度における特別休暇の特例に関する規則	新型コロナウイルス感染症対策業務の影響により職員及び会計年度任用職員の夏季休暇の取得期間に関し必要な事項について規則を制定した。
21	R 2 . 11 . 27 (R 2 . 12 . 1)	令和２年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の基準の特例に	新型コロナウイルス感染症対策業務の影響により職員及び会計年度任用職員の夏季休暇の取得期間に関し必要な事項について規則を制定した。

		関する規則	
22	R 2.12.28 (R 3.4.1)	管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則	公立大学法人沖縄県県立芸術大学の設立に伴い、公の施設として設置する沖縄県立芸術大学は、同法人が設置及び管理を行うこととなったことから、関係規則の規定を整理するため改正を行った。
R 3 1	R 3.3.19 (R 3.4.1)	勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	文部科学省の補助事業名の変更及び病院事業局における年次休暇付与期間の変更に伴い関係規定の改正を行った。
2	R 3.3.19 (R 3.4.1)	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	特地公署として指定されていた伊良部高等学校の廃止に伴い、特地公署及びその級別区分を定めた別表を整理するため改正を行った。
3	R 3.3.19 (R 3.4.1)	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	へき地学校として指定されていた稲福中学校、城辺中学校、西城中学校及び砂川中学校を統合し新たに城東中学校を設置することに伴い、へき地学校及びその級別区分を定めた別表第1を整理するため改正を行った。
4	R 3.3.19 (R 3.3.19)	沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	任命権者が職員を派遣することができる団体に、「地方税共同機構」を追加した。
5	R 3.3.19 (R 3.4.1)	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	班長級以下の職員の人事評価結果の給与への反映について、昇格要件及び昇給の号給数に関する特例期間の終期を1年延長し、令和4年3月31日までとする改正を行った。
6	R 3.3.19 (R 3.3.19)	会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則	会計年度任用職員の夏季休暇の付与期間の延長及び「妊産婦の女性職員の保健指導及び健康診査」等の無給休暇を有給休暇とする改正を行った。
7	R 3.3.29 (R 3.4.1)	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則	知事部局、教育庁及び警察本部における職の新設及び廃止に伴い、次の人事委員会規則について所要の改正を行った。 ・初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

			・管理職手当に関する規則の一部改正 ・管理職員等の範囲を定める規則の一部改正
--	--	--	---

(7) 条例案に対する意見の状況

法第5条第2項の規定に基づき、県が職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について条例を定めるときには、議会において人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

令和2年度に議会に提案された条例に対する意見の開陳は、次のとおりである。

年 月 日	条 例 案	意 見 の 開 陳
令和2年6月30日	乙第1号議案「沖縄県職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」	乙第1号議案「沖縄県職員等のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、それぞれの任用手続を踏まえた方法により行うことができるよう、所要の改正を行うものであり、適当であると考えます。
令和2年6月30日	乙第2号議案「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」	乙第2号議案、「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国や他の都道府県との均衡を考慮し、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行う緊急措置の作業に従事する職員に対し、平常時には想定されない勤務の特殊性を認め、防疫等作業手当の特例を整備するものであり、適当であると考えます。
令和2年9月15日	乙第4号議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」	乙第4号議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例」につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教育職員のサービスを監督する教育委員会において、教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずることができるよう、所要の規定を整備するものであり、適当であると考えます。
令和2年11月25日	乙第7号議案「公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例」	乙第7号議案「公立大学法人沖縄県立芸術大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例」のうち、「沖縄県職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」、「沖縄県職員の退職手当に関する条例」、「沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」及び「沖縄県職員の退職手当に関する条例

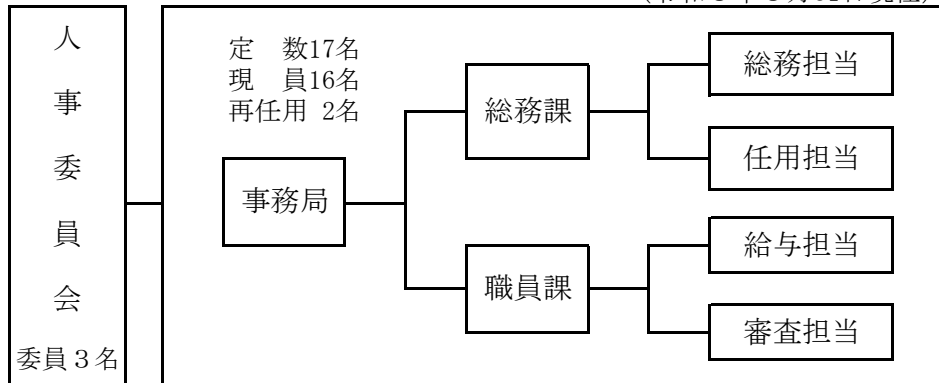
		の一部を改正する条例」の一部改正につきまして、一般地方独立行政法人である「公立大学法人沖縄県立芸術大学」の設立に伴い、関係条例の規定を整備するものであり、適当であると考えます。
--	--	---

2 人事委員会組織及び事務局事務分掌

(1) 組織

人事委員会及び事務局の組織は、次のとおりである。

(令和3年3月31日現在)



(2) 事務分掌

人事委員会事務局各課の分掌事務は、次のとおりである。

(沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則)

【総務課】

- ① 人事委員会の会議及び人事委員に関すること。
- ② 公印に関すること。
- ③ 文書の收受、審査、発送及び保存に関すること。
- ④ 予算、決算及び経理に関すること。
- ⑤ 物品の調達及び管理に関すること。
- ⑥ 事務局の組織並びに事務局職員の人事、給与、服務、研修及び厚生福利に関すること。
- ⑦ 人事行政に関する事項の調査研究及び勧告に関すること。
- ⑧ 人事記録の管理及び人事に関する統計報告に関すること。
- ⑨ 競争試験、選考その他任用に関すること。
- ⑩ 分限、懲戒及び服務に関すること。
- ⑪ 退職管理に関すること。
- ⑫ 人事評価の実施及び研修についての勧告に関すること。
- ⑬ 定年、勤務延長等に関すること。
- ⑭ 公益的法人等への派遣等に関すること。
- ⑮ 任期付職員の採用等に関すること。
- ⑯ 人事委員会規則その他諸規程の審査に関すること。
- ⑰ 人事行政の運営等の状況の報告に関すること。
- ⑱ 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- ⑲ その他他課の所管に属しないこと。

【職員課】

- ① 給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度に関すること。
- ② 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置についての勧告に関すること。
- ③ 給与の支払の監理に関すること。
- ④ 給料表に関する報告及び勧告に関すること。
- ⑤ 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- ⑥ 不利益処分についての審査請求の審査に関すること。
- ⑦ 職員の苦情処理に関すること。
- ⑧ 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査に関すること。
- ⑨ 管理職員等の範囲の指定に関すること。
- ⑩ 職員団体の登録等に関すること。
- ⑪ 地方公共団体から委託された公平委員会の事務(退職管理に関するものを除く。)の処理に関すること。
- ⑫ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議等に関すること。

(3) 予算の状況（歳出）

人事委員会の予算の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

款	項	目	節	R2		R3	
				予算現額	決算額	当初予算	事項別予算額
総務費	人事委員会費	委員会費	報酬	6,864	6,864	6,864	委員会費 7,427
			旅費	430	65	367	
			交際費	5	0	5	
			負担金、補助及び交付金	191	191	191	
			小 計	7,490	7,120	7,427	
		事務局費	報酬	3,452	3,447	3,448	職員費 145,558 事務局運営費 4,199 職員採用試験費 16,798 公平関係事務費 1,866 労働基準監督費 352 職員給与等実態調査費 2,905 計 171,678
			給料	71,162	71,083	72,060	
			職員手当等	46,408	45,945	47,834	
			共済費	25,043	24,901	26,404	
			報償費	2,564	2,509	2,336	
			旅費	4,361	1,085	4,462	
			需用費	9,091	9,045	7,562	
			役務費	2,134	1,219	2,295	
			委託料	1,879	1,805	743	
			使用料及び賃借料	2,712	2,529	2,128	
			備品購入費	0	0	0	
			負担金、補助及び交付金	2,454	2,285	2,406	
			小 計	171,260	165,853	171,678	
			合 計	178,750	172,973	179,105	

(4) その他 諸会議の開催状況

令和2年度人事委員会関係の諸会議の開催状況は、次のとおりである。

	国 関 係	全国人事委員会連合会	九州地方人事委員会協議会	そ の 他
R2. 4月				
5月			委員長会議 (書面開催)	上級試験問題研究会 (書面開催)
6月		第127回全国人事委員会 連合会総会(書面開催)		
7月		公平審査事務研修会 (書面開催)		
8月				初級試験問題研究会 (書面開催)
9月				
10月	全国人事委員会事務 局長会議及び全国人 事担当課長・市町村 担当課長会議 (ウェブ開催)		委員長・事務局長合同会議 (書面開催)	
11月			公平担当課長及び労働福 祉・公平専門部会合同会議 (書面開催) 総務・任用担当課長会議及 び総務・任用専門部会 (書面開催)	
12月				採用試験担当者講習会 (ウェブ開催)
R3. 1月			事務局長会議 (書面開催)	
2月				
3月				

3 任用関係業務

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第15条は、「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と任用に関する根本基準を定め、成績主義の原則を明確にしている。

本県においては、昭和47年5月15日に、人事委員会規則として「職員の任用に関する規則」を公布、施行した。

同規則に基づき実施した職員の採用、昇任等の状況は、次のとおりである。

(1) 採用試験、選考の状況

ア 採用試験の実施状況

(イ) 上級試験

上級試験は、大学卒業程度の能力を有する者を対象とした試験である。試験区分は、行政Ⅰ、心理、社会福祉、電気、機械、土木、建築、化学、農業、農業土木、農芸化学、畜産、林業、水産、病院事務及び警察事務の16区分であった。

申込者総数は1,535人で前年度に比べ103人増加し、受験者総数は1,283人で前年度に比べ23人増加した。受験率は83.6%で、前年度に比べ4.4ポイント低下した。

最終合格者数は206人で前年度に比べ36人増加し、競争倍率は6.2倍で前年度に比べ1.2ポイント低下した。

(過去5年間の実績)

項目 年度	受験申 込者数	申込者 増減数	受験 者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格 者増減数	競争倍率
平成28年度	2,027	△ 184	1,770	△ 158	87.3	257	152	△ 41	11.6
平成29年度	1,860	△ 167	1,596	△ 174	85.8	215	130	△ 22	12.3
平成30年度	1,678	△ 182	1,429	△ 167	85.2	274	166	36	8.6
令和元年度	1,432	△ 246	1,260	△ 169	88.0	258	170	4	7.4
令和2年度	1,535	103	1,283	23	83.6	274	206	36	6.2

(イ) 中級試験

中級試験は、短期大学卒業程度の能力を有する者を対象とした試験である。試験区分は、県立学校事務Ⅰ、県立学校事務Ⅱ及び市町村立学校事務の3区分であった。

申込者総数は707人で前年度に比べ171人増加し、受験者総数は507人で前年度に比べ123人増加した。受験率は71.7%で、前年度に比べ0.2ポイント上昇した。

最終合格者数は23人で前年度に比べ2人減少し、競争倍率は22.0倍で前年度に比べ6.7ポイント上昇した。

(過去5年間の実績)

項目 年度	受験申 込者数	申込者 増減数	受験 者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格 者増減数	競争倍率
平成28年度	927	△ 40	676	△ 33	72.9	69	37	13	18.3
平成29年度	799	△ 128	583	△ 93	73.0	52	27	△ 10	21.6
平成30年度	636	△ 163	458	△ 125	72.0	82	46	19	10.0
令和元年度	536	△ 100	384	△ 74	71.6	51	25	△ 21	15.4
令和2年度	707	171	507	123	71.7	45	23	△ 2	22.0

(ウ) 初級試験

初級試験は、高等学校卒業程度の能力を有する者を対象とした試験である。試験区分は、一般事務、土木、農業土木及び警察事務の４区分であった。

申込者総数は742人で前年度に比べ205人減少し、受験者総数は398人で前年度に比べ354人減少した。受験率は53.6%で、前年度に比べ25.8ポイント減少した。

最終合格者数は17人で前年度に比べ８人増加し、競争倍率は23.4倍で前年度に比べ60.1ポイント減少した。

(過去５年間の実績)

年度	項目 受験申込者数	申込者 増減数	受験 者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格 者増減数	競争倍率
平成28年度	725	44	412	△ 49	56.8	58	28	△ 3	14.7
平成29年度	756	31	405	△ 7	53.6	33	28	0	14.5
平成30年度	904	148	462	57	51.1	40	24	△ 4	19.3
令和元年度	947	43	752	290	79.4	37	9	△ 15	83.6
令和２年度	742	△ 205	398	△ 354	53.6	33	17	8	23.4

(エ) 警察官Ａ試験

警察官Ａ試験は、大学卒業者又は卒業見込者を対象とした試験である。試験区分は、男性及び女性の２区分であった。

申込者総数は343人で前年度に比べ139人減少し、受験者総数は278人で前年度に比べ63人減少した。受験率は81.0%で、前年度に比べ10.3ポイント上昇した。

最終合格者数は58人で前年度に比べ９人増加し、競争倍率は4.8倍で前年度に比べ9.0ポイント低下した。

(過去５年間の実績)

年度	項目 受験申込者数	申込者 増減数	受験 者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格 者増減数	競争倍率
平成28年度	619	△ 83	467	△ 45	75.4	212	63	△ 27	7.4
平成29年度	614	△ 5	429	△ 38	69.9	205	61	△ 2	7.0
平成30年度	556	△ 58	405	△ 24	72.8	209	60	△ 1	6.8
令和元年度	482	△ 74	341	△ 64	70.7	160	49	△ 11	7.0
令和２年度	343	△ 139	278	△ 63	81.0	207	58	9	4.8

(オ) 警察官Ｂ試験

警察官Ｂ試験は、大学卒業者（卒業見込者を含む。）以外を対象とした試験である。試験区分は、男性及び女性の２区分であった。

申込者総数は872人で前年度に比べ93人減少し、受験者総数は531人で前年度に比べ248人減少した。受験率は60.9%で、前年度に比べポイント3.4ポイント上昇した。

最終合格者数は67人で前年度に比べ19人増加し、競争倍率は7.9倍で前年度に比べ3.6ポイント低下した。

(過去５年間の実績)

年度	項目 受験申込者数	申込者 増減数	受験 者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格 者増減数	競争倍率
平成28年度	1,351	191	874	40	64.7	279	67	△ 17	13.0
平成29年度	1,256	△ 95	809	△ 65	64.4	262	60	△ 7	13.5
平成30年度	1,139	△ 117	683	△ 126	60.0	233	54	△ 6	12.6
令和元年度	965	△ 174	555	△ 128	57.5	197	48	△ 6	11.6
令和２年度	872	△ 93	531	△ 24	60.9	249	67	19	7.9

(カ) 障害者を対象とした採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図ることを目的とした選考試験である。試験区分は、一般事務の1区分であった。

申込者数は38人で前年度と同数となり、受験者数は35人で前年度に比べ3人増加した。受験率は92.1%で、前年度に比べ7.9ポイント上昇した。

最終合格者数は7人で前年度に比べ1人減少し、競争倍率は5.0倍で前年度に比べ1.0ポイント上昇した。

(過去5年間の実績)

年度	項目 受験申込者数	申込者 増減数	受験 者数	受験者 増減数	受験率 (%)	一次試験 合格者数	最終合 格者数	最終合格 者増減数	競争倍率
平成28年度	21	△ 1	21	0	95.5	4	1	△ 1	21.0
平成29年度	26	5	24	3	100.0	6	2	1	12.0
平成30年度	19	△ 7	14	△ 10	92.3	8	5	3	2.8
令和元年度	38	19	32	18	84.2	13	8	3	4.0
令和2年度	38	0	35	3	92.1	14	7	△ 1	5.0

(キ) 口頭による開示請求を受け開示した個人情報

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第26条第2項及び口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（平成18年沖縄県人事委員会告示第1号）の規定に基づき、令和2年度に開示した個人情報は、次のとおりである。

試験種類	開示した内容	件数
上級	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	487
	第二次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	193
中級	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	130
	第二次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	28
初級	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	59
	第二次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	41
警察官A	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	149
	第二次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	136
警察官B	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	133
	第二次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	118
障害者を対象とした選考試験	第一次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	9
	第二次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	8

イ 採用試験の実施日程

令和２年度採用試験の実施日程は、次のとおりである。

試験 種類	試験 公告日	受付期間	第一次 試験日	第一次試験 合格発表日	第二次 試験日	最終合格 発表日
上級	4月7日	5月11日 ～5月20日(オンライン) ～5月22日(持参・郵送)	6月28日	7月8日	7月18日 ～8月11日	8月20日
中級	4月7日	7月13日 ～8月12日(オンライン) ～8月14日(持参・郵送)	9月27日	10月9日	11月4日 ～11月6日	11月25日
初級	4月7日	7月13日 ～8月12日(オンライン) ～8月14日(持参・郵送)	9月27日	10月9日	11月4日 ～11月9日	11月25日
警察官A	4月7日	4月27日 ～5月20日(オンライン) ～5月22日(持参・郵送)	7月11日 ～12日	7月22日	8月8日 ～8月19日	9月4日
警察官B	4月7日	6月29日 ～8月12日(オンライン) ～8月14日(持参・郵送)	10月17日 ～18日	10月30日	11月14日 ～12月3日	12月18日
障害者を対象と した選考試験	公告対象外	7月13日 ～8月12日(オンライン) ～8月14日(持参・郵送)	10月18日	10月30日	11月13日	11月25日

ウ 採用試験の対象職及び給料月額

試験種類ごとの対象となる職及び給料月額は、次のとおりである。

給料月額

試験種類	対象職	給料月額
上 級	行政職給料表 1級の職	182,200円
	企業局給料表 1級の職	182,200円
	研究職給料表 2級の職	195,600円
中 級	行政職給料表 1級の職	163,100円
初 級	行政職給料表 1級の職	150,600円
	企業局給料表 1級の職	150,600円
警察官A	公安職給料表 1級の職	208,600円
警察官B	公安職給料表 1級の職	173,400円
障害者を対象とした選考試験	行政職給料表 1級の職	146,100円

※ 給料月額は、令和３年４月１日現在のものである。

エ 採用試験の受験資格

令和2年度採用試験の受験資格は、次のとおりである。

試験種類	受験資格
上級	1 次のいずれかに該当する者 (1) 昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者(学歴不問) (2) 平成11年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業したもの又は令和3年3月までに大学を卒業する見込みのもの(人事委員会が同等の資格があると認めるものを含む。) ※「心理」の試験区分については、1に加え、大学において心理学を専修する学科もしくはこれに相当する課程を修めて卒業した又は令和3年3月までに卒業見込みであること。 ※「社会福祉」の試験区分については、1に加え、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉士となる資格を有する者 (2) 社会福祉主事としての任用資格を有する者又は令和2年3月までに当該任用資格を取得する見込みの者 ※「警察事務」の試験区分については、1に加え、日本国籍を有する者
中級	1 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者(学歴不問) ※「県立学校事務Ⅱ」の試験区分については、1に加え、図書館法に規定する司書となる資格を有する者又は令和3年3月までに当該資格を取得する見込みの者
初級	1 平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者(大学における在学期間が2年を超える者を除く。) ※「警察事務」の試験区分については、1に加え、日本国籍を有する者
警察官A	1 次のいずれにも該当する者 (1) 平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 (2) 大学を卒業した者又は令和3年3月までに卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。) (3) 日本国籍を有する者
警察官B	1 次のいずれにも該当する者 (1) 平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 (2) 次の要件に該当しない者 大学を卒業した者又は令和3年3月までに大学を卒業する見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。) (3) 日本国籍を有する者
障害者を対象とした選考試験	1 次のいずれにも該当する者 (1) 昭和60年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 (2) 次の手帳等の交付を受けている者 ア 身体障害者手帳又は身体障害を有する旨の診断書・意見書 イ 療育手帳又は知的障害者であることの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳 ※手帳等は、受験申込日及び受験当日において有効であることが必要

※法第16条の欠格事項に該当する者は、受験できない。

※「大学」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く)をいう。

オ 採用試験の実施方法

令和２年度採用試験の実施方法は、次のとおりである。

試験種類	第一次試験	第二次試験	資格調査
上級	教養試験 (事務系) 択一式50問(2時間30分) (技術系) 択一式30問(2時間) 専門試験 択一式40問(2時間)	口述試験 個別面接 集団討論(上級)	受験資格 の有無、 申込書記 載事項の 真否等
中級	教養試験 択一式50問(2時間30分) 専門試験 択一式40問(2時間)	論文試験(上級・中級) 1,000字以内(2時間) 作文試験(初級) 600字以内(1時間)	
初級	教養試験 択一式50問(2時間30分) 専門試験(土木・農業土木) 択一式40問(2時間)	適性検査(個別面接の参考)	
警察官 A 警察官 B	教養試験 択一式50問(2時間30分) 体力検査 I 20メートルシャトルラン	口述試験 個別面接 論文試験(警察官 A) 1,000字以内(2時間) 作文試験(警察官 B) 600字以内(1時間) 適性検査(個別面接の参考) 身体検査(医療機関で検査) 聴力、視力、色覚 身体測定 身体の諸機能 体力検査 II 腕立て伏せ、反復横跳び、 上体起こし 資格加点 語学、簿記、情報処理、 武道等の資格	
障害者を対象と した選考試験	教養試験 択一式40問(2時間)	口述試験 個別面接 作文試験 600字以内(1時間) 適性検査(個別面接の参考)	

カ 採用試験の実施結果

令和２年度採用試験の実施結果は、次のとおりである。

試験種類	試験区分	採用 予定数	申込 者数 (A)	受験 者数 (B)	受験率 (%) (B/A×100)	第一次 合格者	最終 合格者 (C)	競争率 (倍) (B/C)	採用候補者名簿登載者		
									採用 者数	辞退者 等数	未採用 者数
上級	行政Ⅰ	25名程度	1,020	845	82.8	78	64	13.2	46	18	0
	心理	若干名	14	14	100.0	5	2	7.0	2	0	0
	社会福祉	9名程度	62	49	79.0	15	10	4.9	10	0	0
	電気	若干名	22	14	63.6	9	6	2.3	6	0	0
	機械	若干名	27	22	81.5	6	5	4.4	5	0	0
	土木	26名程度	28	23	82.1	14	14	1.6	11	3	0
	建築	若干名	23	20	87.0	18	16	1.3	11	5	0
	化学	若干名	14	13	92.9	8	5	2.6	5	0	0
	農業	8名程度	37	31	83.8	16	15	2.1	12	3	0
	農業土木	14名程度	24	22	91.7	14	12	1.8	11	1	0
	農芸化学	若干名	17	16	94.1	5	1	16.0	1	0	0
	畜産	若干名	7	7	100.0	4	3	2.3	3	0	0
	林業	若干名	10	7	70.0	4	2	3.5	2	0	0
	水産	若干名	14	14	100.0	12	8	1.8	8	0	0
	病院事務	20名程度	117	100	85.5	40	30	3.3	19	11	0
	警察事務	6名程度	100	86	86.0	26	13	6.6	10	3	0
小計			1,536	1,283	83.5	274	206	6.2	162	44	0
中級	県立学校事務Ⅰ	6名程度	401	276	68.8	15	10	27.6	4	6	0
	県立学校事務Ⅱ	若干名	70	63	90.0	9	4	15.8	3	1	0
	市町村立学校事務	6名程度	236	168	71.2	21	9	18.7	7	2	0
	小計		707	507	71.7	45	23	22.0	14	9	0
初級	一般事務	5名程度	456	252	55.3	12	7	36.0	2	5	0
	土木	若干名	12	10	83.3	3	3	3.3	2	1	0
	農業土木	〃	6	6	100.0	2	2	3.0	2	0	0
	警察事務	〃	268	130	48.5	16	5	26.0	2	3	0
	小計		742	398	53.6	33	17	23.4	8	9	0
合計			2,985	2,188	73.3	352	246	8.9	184	62	0
警察官	警察官Ａ(男性)	33名程度	272	227	83.5	165	42	5.4	39	3	0
	警察官Ａ(女性)	11名程度	71	51	71.8	42	16	3.2	12	4	0
	警察官Ｂ(男性)	42名程度	655	407	62.1	185	51	8.0	41	10	0
	警察官Ｂ(女性)	11名程度	217	124	57.1	64	16	7.8	12	4	0
	小計		1,215	809	66.6	456	125	6.5	104	21	0
総計			4,200	2,997	71.4	808	371	8.1	288	83	0

障害者を対象とした選考試験

一般事務	6名程度	38	35	92.1	14	7	5.0	7	0	0
------	------	----	----	------	----	---	-----	---	---	---

※「採用候補者名簿登載者」…令和３年４月１日現在

キ 採用候補者名簿登載者の状況

令和２年度採用候補者名簿登載者の状況は、次のとおりである。

試験種類	試験区分	名簿登載者数	学歴				年齢※																	性別		
			大学卒者※	短大卒者※	高卒者※	中卒者・その他	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳以上	男	女	無記載		
上級	行政Ⅰ	64	63		1						40	4	7	4	2	1	1	4		1		41	22	1		
	心理	2	2									1								1	1	1				
	社会福祉	10	10							2	1		2				1	1		3	6	4				
	電気	6	6								2		1				1		1	1	3	1	2			
	機械	5	5								1	1	1					1		1	4	1				
	土木	14	14							3	3	1	1	1	1			1		1	2	13	1			
	建築	16	15		1					6	4	2		1						3	10	6				
	化学	5	5								2	1	1							1	5					
	農業	15	15							2	3	3	1	1	3	1	1					9	6			
	農業土木	12	12							5	2	1	1		1					2	9	2	1			
	農芸化学	1	1															1			1					
	畜産	3	3							1		1	1								1	2				
	林業	2	2							1	1										2					
	水産	8	8							2	1	2		1				2				6	2			
	病院事務	30	24	3	3					3	5	2	1	5	6	3	1	1	2	1	13	17				
	警察事務	13	11	1	1					3	1	1	4	1		2				1	2	11				
	小計		206	196	4	6	0	0	0	0	0	68	31	22	18	12	12	8	10	5	4	16	126	76	4	
中級	県立学校事務Ⅰ	10	10							3	3		1		1	2					7	3				
	県立学校事務Ⅱ	4	4								1	1	1						1	1	3					
	市町村立学校事務	9	8		1				1		5			1			2					9				
	小計		23	22	0	1	0	0	0	0	1	3	9	1	2	1	1	2	2	0	0	1	8	15	0	
初級	一般事務	7			7				7												3	4				
	土木	3			3		1		2													3				
	農業土木	2			2		2															2				
	警察事務	5			5			3	2												2	3				
	小計		17	0	0	17	0	3	3	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	12	0		
計		246	218	4	24	0	3	3	11	1	71	40	23	20	13	13	10	12	5	4	17	139	103	4		
警察官	警察官A(男性)	42	42							15	4	1	3	7	4	4	4				42					
	警察官A(女性)	16	16							8	4	1				1	2					16				
	警察官B(男性)	51			51		10	12	17	3	3	1	1	4							51					
	警察官B(女性)	16		1	15		4	2	6		1	1			1	1						16				
	小計		125	58	1	66	0	14	14	23	3	27	10	3	7	8	5	5	6	0	0	0	93	32	0	
合計		371	276	5	90	0	17	17	34	4	98	50	26	27	21	18	15	18	5	4	17	232	135	4		

障害者を対象とした選考試験

一般事務	7	4		3					1			1		2	2						1	2	5	
計	7	4	0	3	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2	2	0	0	0	0	0	1	2	5	0

※「年齢」は、令和３年４月１日現在である。

※「大学卒者」、「短大卒者」及び「高卒者」は、それぞれ卒業見込者を含む。

※「大学卒者」は、大学院の卒業者、卒業見込者及び在学者を含む。

ク 採用選考

職員の採用は、競争試験で行うことが原則であるが、競争試験によって採用することが適当でない職種については、選考で行うことができるとされている。

職員の任用に関する規則は、選考によることができるものとして、組織上の職（部長、統括監、課長、班長、主査等）、法令に定める資格又は免許を必要とする職（医師、看護師等）、警察官の階級上の職のうち巡査部長以上の職、現業職員の職、その他人事委員会が競争試験によることが適当でないと認める職等を規定している。

選考は、原則として人事委員会が行うが、警察官の階級上の職のうち警部以下の職（人事交流による場合に限る。）、現業職員の職等への採用についての選考の権限は、任命権者に委任している。

令和２年度に人事委員会が行った採用選考の状況は、次のとおりである。

職	選考申請人員					選考承認人員
	知事部局	教育委員会	警察本部	病院事業局	計	
課 長 級	1	3	1		5	5
班 長 級		7	1		8	8
主 査 級	3	7	1		11	11
主事・主任級	7	3		3	13	13
科 副 部 長				3	3	3
医 長				3	3	3
医 師	3			41	44	44
獣 医 師	3				3	3
薬 剤 師				7	7	7
精神保健福祉士	1				1	1
管 理 栄 養 士				6	6	6
学校栄養職員		6			6	6
診療放射線技師				9	9	9
臨床検査技師				10	10	10
臨床工学技士				4	4	4
作業療法士				2	2	2
言語聴覚士				2	2	2
保 健 師	7				7	7
看 護 師				113	113	113
航 海 士	2	1			3	3
機 関 士	2	2			4	4
船 員	1				1	1
乗 組 員		1			1	1
学 芸 員	1				1	1
警 察 官			5		5	5
計	31	30	8	203	272	272

(2) 昇任試験の状況

ア 警察官昇任試験の実施状況

警察官の昇任試験の実施等については、職員の任用に関する規則第36条第1項の規定に基づき警察本部長に委任している。

令和2年度に警察本部長が実施した昇任試験の状況は、次のとおりである。

区分	受験資格		試験日	申込者	受験者	第一次 合格者	第二次 合格者	最終 合格者	競争率
巡査部長	一般	大学 卒業者	巡査の階級に3年以上在級している者	534	528	107	89	67	7.9
		短大 卒業者	巡査の階級に4年以上在級している者						
		その他	巡査の階級に5年以上在級している者						
警部補	一般	大学 卒業者	巡査部長の階級に2年以上在級している者	521	504	99	56	46	11.0
		短大 卒業者	巡査部長の階級に3年以上在級している者						
		その他	巡査部長の階級に4年以上在級している者						
警部	一般	警部補の階級に4年以上在級している者		398	387	84	34	26	14.9
			第一次試験 令和2年7月18日 第二次試験 令和2年8月4日 第三次試験 令和2年9月3、4日						

※ 在級期間の計算：休職、療養又は育児休業期間が6か月を超える場合、これらの期間を除く。

イ 昇任選考の状況

組織上の職（部長、統括監、課長、班長、主査等）、法令に定める資格又は免許を必要とする職（医師、看護師等）、警察官の階級上の職のうち警視の職その他人事委員会が選考によることが適当であると認める職等への昇任については、選考により行うものとしている。

なお、(1)組織上の職が主査及びこれに相当する職以下の職、(2)警察官の階級上の職のうち、警部、警部補及び巡査部長の職、(3)公務上の負傷若しくは疾病によって死亡し、又は著しい障害の状態となった者の上位の職、(4)20年以上勤務して退職する者で、在職中の人事評価が特に優れていると認められるものの上位の職、(5)上記(3)、(4)に準ずる者と認められるものの上位の職への昇任についての選考は、任命権者に委任することとしている。

令和2年度に人事委員会が行った昇任選考の状況は、次のとおりである。

職	選考申請人員									選考 承認 人員
	知事部局	企業局	病院事業局	議会事務局	教育委員会	警察本部	監査委員 事務局	人事委員会 事務局	計	
部長級	12		1	1	1				15	15
統括監級	25	1	5	2	2				35	35
参事官級						7			7	7
課長級	66	3	7	1	11	17			105	105
班長（主幹、課長補佐、事務長等）	83	8	1	1	24	4		2	123	123
課長（県立病院）									0	0
部長・副部長（医師）			4						4	4
看護主幹			11						11	11
副技師長			4						4	4
計	186	12	33	5	38	28	0	2	304	304

(3) 臨時的任用

法第22条第2項では、「任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる」と規定されている。

これを受け、職員の任用に関する規則では、臨時的任用を行うことができる場合として、ア 災害その他重大な事故のため、当該職に採用、昇任、転任又は降任の方法により職員を任命するまでの間、欠員にしておくことができない緊急の場合

イ 当該職が臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時のものである場合

ウ 当該職に対する任用候補者の提示の請求に対し、人事委員会から適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合、任用候補者の数が採用し、若しくは昇任させるべき者の数に4人を加えた数に足りない旨の通知を受けた場合又は提示された者のうち当該採用又は当該昇任の志望者が5人に満たない場合で、人事委員会から他に適当な任用候補者がいない旨の通知を受けた場合

と、定めている。

臨時的任用を行う場合は、人事委員会の承認を得なければならないが、ア及びウの場合並びにイに該当する臨時的任用が職員の産前休暇、産後休暇、病気休暇又は介護休暇に伴う当該職員の代替業務に従事する職への任用に係るものである場合は、人事委員会の承認があつたものとみなしている。

また、臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができ、この場合も人事委員会の承認があつたものとみなしている。

令和２年度における臨時的任用に係る承認状況（みなし承認を除く。）は、次のとおりである。

職名	知事部局	教育委員会	警察本部	計
主事	9		10	19
技師	3			3
看護師	37			37
主任看護師	3			3
事務主事		2		
計	52	2	10	64

（４）公益的法人等への職員の派遣等

地方公共団体における職員派遣に統一的なルールを設定し、職員派遣の適正化、手続の透明化を図ること等を目的として、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）が制定され、これに伴い、沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）が制定された。

同条例及び同条例に基づく沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年沖縄県人事委員会規則第２号）において、職員を派遣（退職派遣を含む。）することのできる団体を次のとおり定めている。

（令和３年４月１日現在）

条例第２条第１項第２号

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第８条第１項第５号に規定する一般地方独立行政法人のうち、県が設立したもの

規則別表第１（第２条関係）

公益社団法人沖縄県地域振興協会
 公益財団法人沖縄科学技術振興センター
 公益財団法人おきなわ女性財団
 公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団
 一般社団法人沖縄県農業会議
 公益財団法人沖縄県農業振興公社
 公益社団法人沖縄県糖業振興協会
 公益財団法人沖縄県畜産振興公社
 一般財団法人沖縄県水産公社
 一般社団法人沖縄県漁港漁場協会
 公益財団法人沖縄県産業振興公社
 一般財団法人沖縄ＩＴイノベーション戦略センター
 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
 公益財団法人沖縄県文化振興会
 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団
 公益財団法人沖縄県スポーツ協会
 公益財団法人沖縄県建設技術センター
 一般財団法人沖縄美ら島財団
 一般財団法人沖縄マリレジャーセイフティービューロー
 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議

規則別表第２（第２条関係）

学校法人沖縄科学技術大学院大学学園
 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
 日本赤十字社
 沖縄県農業共済組合
 沖縄県土地改良事業団体連合会
 全国漁業信用基金協会
 沖縄県土地開発公社
 日本下水道事業団
 沖縄県住宅供給公社

規則別表第３（第２条関係）

地方公共団体金融機構
 地方税共同機構
 公益社団法人地域医療振興協会

規則別表第４（第５条関係）

那覇空港ビルディング株式会社
 沖縄県環境整備センター株式会社
 株式会社沖縄県物産公社
 久米島空港ターミナルビル株式会社
 石垣空港ターミナル株式会社
 沖縄都市モノレール株式会社

(5) 服務関係

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第4号）第2条第14号及び第15号の規定により、職員が職務に専念する義務を免除される場合として、令和2年度に人事委員会が新たに承認したものは、次のとおりである。

ア 第14号関係

令和2年度に承認はなし

イ 第15号関係

沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）第4条第1項の規程により、医師の診断を受ける場合

4 給与関係業務

(1) 給与勧告の基本的考え方

ア 給与勧告の意義

給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有し、職員の士気を高め、人材の確保や労使関係等の安定に寄与するなど、能率的な行政運営を維持する上での基盤である。

イ 民間準拠方式の合理性

国や地方公共団体の職員の給与は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であることなどから、マイナス調整の場合も含め、民間企業の状況を反映させる形で決定するのが最も合理的である。

ウ 公務員の身分保障

公務員の身分保障は、公務の中立性・安定性の確保を目的とするものであり、私企業からの隔離など罰則も伴う厳しい服務規律が課せられている。したがって、身分保障制度と給与水準とはそれぞれ別の次元の問題であり、公務員の給与は、その時々々の経済・雇用情勢を反映して決定される民間企業の給与水準に合わせていくことが最も合理的である。

(2) 公民の給与の比較について

ア 人事院と全国の人事委員会の共同により企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所を対象に、約12,000事業所の約43万人の個人別給与を実地調査している。

本県における実地調査は、140事業所、4,476人の個人別給与を実地調査した。

イ 月例給については、公民の実際に支払われた令和2年4月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を行った企業の状況を含む。）し、職種、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士を比較した。

ウ 特別給（ボーナス）については、令和元年8月から令和2年7月までの1年間の民間の支給月数と公務の年間支給月数を比較した。

(3) 令和2年職員の給与等に関する報告

本委員会は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)の規定に基づき、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与、民間の給与、人事院の給与勧告その他職員の給与決定等に関する諸条件について調査検討を行い、令和2年11月2日に特別給について、同年12月1日に月例給その他の項目について議会及び知事に対し報告を行った。

その概要は、次のとおりである。

ア 職員の給与等

令和2年4月現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和2年職員給与等実態調査」を行った。

その結果、職員の総数は20,288人であり、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び任期付の職について9種11給料表が適用されている。

このうち各給料表の基準となっている行政職給料表の適用者は、4,595人であり、令和2年4月における平均給与月額、給料313,124円、扶養手当10,687円、その他21,391円の計345,202円となっている。また、その平均年齢は40.6歳、平均経験年数は17.7年、平均扶養親族数は1.0人、男女別構成は男性62.1%、女性37.9%、学歴別構成は大学卒77.3%、短大卒12.6%、高校卒10.2%、中学卒なしとなっている。

なお、職員全体の平均給与月額は、給料349,875円、扶養手当11,857円、その他22,156円の計383,888円である。また、その平均年齢は42.0歳、平均経験年数は19.4年、平均扶養親族数は1.1人、男女別構成は男性55.0%、女性45.0%、学歴別構成は大学卒80.5%、短大卒10.3%、高校卒9.1%、中学卒0.1%となっている。

イ 民間の給与等

職員の給与と民間従業員の給与との比較・検討を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所を対象として、層化無作為抽出法によって140事業所を抽出のうえ、「令和2年職種別民間給与実態調査」を行った。調査では、令和2年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。また、令和2年も引き続き、給与改定の状況等について調査を行った。

(ア) 給与改定の状況等

給与改定の状況は民間事業所においては、一般の従業員について、ベースアップ慣行のない事業所の割合が59.8%（昨年66.9%）となっており、ベースアップを実施した事業所の割合は23.3%（同28.2%）となっている。なお、ベースアップを中止した事業所の割合は16.9%（同4.9%）となっている。

また、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は77.6%（昨年88.2%）となっている。一方で、定期昇給を停止した事業所の割合は5.2%（同0.0%）、定期昇給制度のない事業所の割合は17.2%（同11.8%）となっている。

初任給の状況については新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で38.1%（昨年36.7%）、高校卒で31.1%（同24.3%）となっており、そのうち大学卒で45.4%（同36.9%）、高校卒で47.7%（同27.1%）の事業所で、初任給は増額となっている。

(イ) 諸手当の支給状況

a 家族手当の支給状況

家族手当の支給状況については扶養家族の構成別の手当の平均支給月額は、配偶者について12,882円、配偶者と子1人について17,868円、配偶者と子2人について22,277円となっている。

b 特別給の支給状況

令和元年8月から令和2年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の4.43月分となっている。

ウ 職員給与と民間給与との比較

前記の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士の令和2年4月分の給与

額を対比させ、その較差を算出したところ、職員給与が民間給与を1人当たり平均76円（0.02%）上回っていた。

エ 物価及び生計費

(ア) 物価指数

令和2年4月の消費者物価指数（総務省）は、前年4月に比べ那覇市で1.0%、沖縄県で0.2%下降、全国で0.1%上昇している。

(イ) 標準生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）等を基礎として算定した令和2年4月における那覇市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ131,630円、147,680円、163,710円となっている。

オ むすび

職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりである。

本委員会としては、これらの諸条件を総合的に勘案したところ、職員の給与等については、次のとおり措置する必要があると考える。

(ア) 給与改定について

a 給料表

給料表については、職員給与が民間給与をわずかに上回っているものの較差が極めて小さいこと、また、国及び他の都道府県の給与水準との均衡等を考慮し、改定を行わないことが適当である。

b 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、職員の年間支給月数が民間の年間支給割合とおおむね均衡していることから、改定を行わないことが適当である。

(イ) 公務運営に関する課題について

a 人材の確保及び育成

(a) 人材の確保

新型コロナウイルス感染症が発生している中において、県民の安全・安心を確保するため、多くの職員が日々全力で職務にまい進している。

このような状況の下、多様化する県民ニーズに的確・迅速に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、県職員として優れた資質や高い能力を有する人材を継続的に確保していくことが重要である。

しかしながら、近年、職員採用試験の受験者数が減少し続けており、特に一部の技術系職種においては、必要な数の人材確保が厳しい状況が続いている。また、受験者数の減少に加え、採用辞退が相当数発生しており、職員採用を取り巻く環境は、ますます厳しい状況になることが予想される。

こうした状況から、本委員会では、今年度の上級試験及び中級試験について、受験可能年齢の引上げ及び上級試験技術系試験区分の試験内容の見直しを行ったところ、昨年度試験に比べ受験者数が増加し、一定の成果が得られたところである。

また、昨年度まで任命権者と連携し実施してきた職員採用ガイダンスなどの取組は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、開催が困難な状況であるが、県職員の仕事の内容と魅力、働きがいについて、インターネットを活

用するなど効果的かつ積極的に情報を発信し、有為な人材の確保に努める必要がある。

(b) 人材の育成

人材の育成については、任命権者で定める人材育成基本方針に基づき、自己啓発を中心に、職場研修（OJT）や専門機関での研修等の各種研修を通して、継続的に職員全体の能力向上を図る必要があるが、本年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、実施方法の大幅な見直しを迫られたものと思われる。

インターネットを活用した職員研修については、遠隔地においても参加が可能であるなど、様々なメリットが期待できる。社会環境が変化する中にあっても効果的な人材育成が行えるよう、これまでの取組に加え、新しい方法を検討していくことが重要である。

女性職員の登用拡大について、任命権者においては、特定事業主行動計画を策定し、数値目標を掲げ取り組んでいるところであり、引き続き積極的な登用、職域拡大等を図るとともに、性別にかかわらずそれぞれの能力を十分に発揮し、働きがいを持って活躍できる職場環境の整備を進めていく必要がある。

(c) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

任命権者においては、能力及び実績に基づく人事管理の徹底等を図るため、地方公務員法に基づく人事評価を実施しているところである。

人事評価に当たって、評価者は、被評価者とのコミュニケーションを十分に図ることにより、職務遂行能力や業務の進捗状況を的確に把握し、適切に評価することが求められる。

引き続き、評価者研修の充実等により評価能力の向上を図るとともに、被評価者に対しても制度を周知し人事評価制度の趣旨が十分に共有されるように努め、職員の理解と納得を得ながら、より信頼性の高い人事評価を実施し、その評価結果についても、人事管理の基礎として適切に活用していく必要がある。

b 勤務環境の整備

(a) 長時間労働の是正

任命権者においては、これまでも各種の取組を実施し長時間労働の是正に努めてきたところであるが、昨今、恒常的な業務に加え、豚熱の発生や新型コロナウイルス感染症対策等の緊急に対応を要する業務により、多くの部署において時間外勤務が増えている状況が見られる。

このような状況においては、職員の努力によって長時間労働を是正することは困難であることから、管理監督者は職員の健康確保に努めることが自らの責務であること（「沖縄県職員安全衛生管理規程」等）を再認識し、実効ある取組を行わなければならない。

本県においては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」による「労働基準法（昭和22年法律第49号）」等の改正も踏まえて人事委員会規則を改正し、時間外勤務命令を行うことができる上限を原則1年について360時間、他律的業務の比重が高い部署において720時間など定め、本年4月から施行した。

また、教育委員会においては、平成31年3月に「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」、令和2年3月に「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定するとともに同年10月に「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」を改正し、各教育委員会が在校等時間を含めた適切な勤務時間の管理を行う仕組みを整備し、教職員の勤務環境の改善に取り組んでいる。

本来、職員の勤務は正規の勤務時間内であることが望ましいことから、管理監督者は、上限時間にかかわらず、勤務管理システムのデータ等を活用し時間外勤務等を含む職員の勤務時間の把握を徹底し、長時間労働の要因の分析等を行い、マネジメントを強化する必要がある。

特に、教職員の長時間労働が全国的な課題となる中、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受ける学校現場や、他律的業務の比重の高い部署、危機対応等の特例業務を行う部署等については、より柔軟に事務の合理化等を行うべきである。

また、議会関連業務や管理部門が実施する全庁的な業務については、各部署単独の合理化が困難なことから、関係機関で理解を深め、連携して合理化に取り組んでいくことが求められる。

このような業務合理化等を進めてもなお長時間の時間外勤務等を命じざるを得ない場合、任命権者は適正な人員の確保を行う必要がある。

(b) 仕事と生活の調和の推進と勤務環境の整備

仕事と生活の調和の推進については、長時間労働の是正はもとより、育児や介護などの各種支援制度が適切に活用されることも重要であることから、引き続き任命権者においては、職員が各種支援制度を取得しやすい環境づくりに努める必要がある。

一部の任命権者において導入されている時差出勤制度は、利用率も高い状況にあり、今後もインターネットを活用した勤務等の多様な働き方を選択できる環境の整備に加え、管理監督者における職員の勤務時間の適正な把握が求められる。

また、従来から本委員会が言及している休憩時間の付与や宿日直等の勤務体制等についても適切な管理に努める必要がある。

赴任に際し転居を必要とする職員については、任命権者は速やかに職務に専念できる体制を整える必要がある。近年の離島における住宅確保が困難な状況にあって、各任命権者は地域の状況を踏まえ、職員住宅の老朽化対策や遠隔地人事異動内示の早期化など様々な取組を行っているところであるが、今後とも職員の住環境を安定的に確保するため、的確な状況把握に努めるとともに、公務に支障を来すことがないよう、適切な取組を継続していく必要がある。

(c) 心身の健康管理

職員の心身の健康管理は、健康の保持・増進の観点はもとより、公務遂行能力の維持向上の観点からも重要な課題である。

任命権者においては様々な取組を実施しているところであるが、依然病気休職の理由として精神性疾患が高い割合を占めている。心の健康を害する要因は、仕事、職場生活、家庭、地域等に存在し、複合的なものと考えられる

が、職場における要因は職員自身の力だけでは取り除くことができない場合が多い。管理監督者は引き続き再発防止を含めメンタルヘルスケアを積極的に実施していくことが重要である。

ストレスチェックについては、集団分析結果の活用方法を共有するなど、より取組を充実させていくことが求められる。

また、長時間労働が過労死のリスクを高めることなどの心身に与える影響について、管理監督者及び職員は認識を深めるとともに、長時間勤務により面接指導対象となった職員が、一人でも多く面接を受けることが重要である。

令和元年度は、緊急かつ特殊な業務が発生した部署等において、健康不安が増大した職員等に対し柔軟に産業医面談等を実施している。今後とも、任命権者は緊急の業務に従事する職員に対しても関係機関等と連携して、時機を逸することなく心身のケアに取り組む必要がある。

(d) ハラスメントの防止

多様な労働者の就業環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）」が本年6月に施行されたことにより、パワー・ハラスメントを防止するための雇用管理上の措置が義務づけられ、セクシャル・ハラスメントや妊娠・出産・育児等に関するハラスメントについても対策が強化されている。

職場におけるハラスメントは、職場環境を悪化させ、心の健康に悪影響を及ぼし、勤労意欲の低下につながるものである。各任命権者とも指針等を定めて防止に取り組んでいるところであるが、ハラスメントに該当するかの判断が容易でない事例もあり、相談件数も減少していない。ハラスメントを防止するためには、優越的立場にある職員が、ハラスメントの定義を理解するとともに、自らの言動が職場環境に甚大な影響を与えることを認識し、適切な言動による指導や関係構築に努めることが重要である。

任命権者においては、職員が加害意識のないままハラスメント行為を行うことがあることを踏まえ、定期的な研修等により意識啓発を図る必要がある。

c 会計年度任用職員制度の適切な運用

本年4月に導入された会計年度任用職員制度については、その採用方法、任期、勤務時間等を明確にしたほか、職務の内容や責任に応じて常勤の職員との権衡を考慮した報酬の額とし、新たに期末手当を支給するなどの勤務条件を整備したところである。任命権者においては、関係法令等を踏まえ適切な制度運用を図る必要がある。

d 高齢層職員の能力の活用及び定年の引上げ

効率的な組織を維持しつつ、多様化する県民ニーズに対応し、公務を円滑に推進していくためには、高齢層職員の能力及び経験を最大限に活用していくことは不可欠である。

高齢層職員については、再任用制度によって、これまで培ってきた能力及び経験を活用しているところであるが、一層高い意欲を持って能力を発揮することができるよう、任命権者においては、その配置、役割を含め勤務環境の整備について検討する必要がある。

人事院は、平成30年8月、国会及び内閣に対し、定年を段階的に65歳に引き

上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行い、本年の公務員人事管理に関する報告においても、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を引き上げるための措置が早期に実施されるよう、改めて要請したところである。

定年の引上げは、人事管理全般に影響を及ぼす重要な事項であることから、任命権者においては、今後の国家公務員法等の改正状況、他の地方公共団体の取組等を注視しながら、本県の状況を踏まえて制度設計の検討を進めていく必要がある。

(4) 給与承認の状況

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の規定に基づく給与承認の状況は次のとおりである。

（単位：件）

条 項 任命権者	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則							
	第10条 第1項	第16条	第17条	第18条	第19条の 2第4項	第37条	第45条	計
知事部局	5	10		11				26
県議会	2			2				4
教育委員会	2	26		1			21	50
公安委員会								
各種委員会								
計	9	36		14			21	80

注1：条項の説明

第10条第1項：新たに職員となった者の職務の級

第16条：人事交流等により異動した場合の給料月額

第17条：特殊な職に採用する場合等の給料月額

第18条：特定の職員についての給料月額

第19条の2第4項：人事交流等により異動した場合、給料表の適用を異にする異動の場合などにおける職務の級の在級期間の取扱い

第37条：表彰による特別昇給

第45条：その他（この規則により難しい場合の措置）

注2：1件の申請でも複数の条項を適用し承認した場合、それぞれの条項をカウントしている。

(5) 給与の支払監理

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保することを目的として、人事委員会が給与の支払監理を行った。

ア 監理重点事項

(ア) 時間外勤務手当

(イ) 会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償

イ 対象機関	5
(ア) 知事部局	4
(イ) 教育委員会	0 (※)
(ウ) 公安委員会	1

	調 査 年 月 日	機 関 名
1	令和3年1月22日	特命推進課
2	令和3年1月26日	畜産課
3	令和3年2月1日	総務事務センター
4	令和3年2月3日	交通指導課
5	令和3年2月5日	都市公園課

※ 教育委員会の機関（1箇所）について、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の発令により中止とした。

5 審査関係業務

(1) 公平審査関係業務等

職員が職務に専念し、適正かつ能率的な行政を行うためには、職員の身分が保障され、適正な勤務条件が確保されていなければならない。それが不十分であったり、あるいは侵害された場合、それを救済する手段として、「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の制度があり、また、学校医等については「公務災害補償の実施に関する審査の請求」の制度が設けられている。

ア 勤務条件に関する措置の要求

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第1項第9号、第46条及び第47条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し措置の要求があった場合に、人事委員会がこれを審査し、判定し、その結果に基づいて、人事委員会の権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、権限を有する機関に対して必要な勧告等を行うものである。

令和2年度における措置の要求事案の処理状況は、次のとおりである。

（単位：件数）

元年度末 係属件数	新規受付 件数	処 理 件 数					2年度末 係属件数
		要求認容	棄 却	却 下	取下げ	計	
0	2	0	0	1	0	1	1

※職員：一般行政職員、教育職員及び警察職員。（特別職の職員、企業職員及び現業職員を除く。）

※上記以外に再審請求の却下 1件

イ 不利益処分についての審査請求

法第8条第1項第10号、第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法又は不当であればこれを取り消し、又は修正し、さらに必要があれば任命権者に対し是正措置を指示するものである。

令和2年度における審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

（単位：件数）

元年度末 係属件数	新規受付 件数	処 理 件 数					2年度末 係属件数
		処分の取消 又は修正	棄 却	却 下	取下げ	計	
2	3	0	0	1	0	1	4

※職員：上記アの職員から条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員を除いた職員。

ウ 公立学校の学校医等の公務災害補償の実施に関する審査の請求

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条第1項の規定に基づき、補償の実施に関して異議のある者から審査の請求があった場合に、人事委員会がこれを審査し、裁定を行うものである。

令和2年度における審査の請求事案の処理状況は、次のとおりである。

(単位:件数)

元年度末 係属件数	新規受付 件 数	処 理 件 数					2 年度末 係属件数
		請求認容	棄 却	却 下	取下げ	計	
0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 苦情処理関係業務

法第8条第1項第11号の規定に基づき、職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事委員会が助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものである。

令和2年度における苦情相談の状況は次のとおりである。

(単位:件数)

元年度末 係属 件数	新規 受付 件数	相 談 内 容												2 年 度末 係属 件数
		給 与	旅 費	勤 務 時 間	休 暇	執 務 環 境	厚 生 福 利	服 務	転 任	任 用	セクシュ アル・ハ ラスメン ト	ハ [○] ワハラ ・いじ め・嫌 がらせ	そ の 他	
0	29	0	0	0	2	4	0	1	2	3	1	12	4	0

※職員：上記(1)のアの職員に同じ。

(3) 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議業務

退職手当管理機関が、在職期間中に懲戒免職処分に相当する非違行為を行った元職員や元職員の遺族等に対して、退職手当の支給制限等の処分を行おうとする場合、沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号）第20条第1項の規定に基づき、人事委員会の意見を聴かなければならないこととなっている。

令和2年度においては、意見照会はなかった。

(4) 職員団体関係業務

ア 職員団体の登録

職員団体の登録は、職員団体が法第52条及び第53条等に定める要件に適合している団体であるかどうか確認し、労使間における交渉その他労使関係の正常な運営を図るために人事委員会が公証する制度であり、職員団体は、法第53条第1項の規定に基づき、人事委員会に登録申請をすることができることとなっている。

令和2年度度末現在で登録されている職員団体は、次のとおりである。

名 称	登 録		法人格 の有無	令和2年度登録事項 変更内容(変更年月日)
	番号	年 月 日		
沖縄県高等学校・障害児学校教職員組合	2	昭47. 11. 8	有	役員 (2. 3. 3)
沖縄県教職員組合	3	昭47. 11. 14	有	〃 (31. 4. 16)
沖縄県職員労働組合	4	昭48. 4. 23	有	〃 (2. 4. 27)
沖縄県教職員組合那覇支部	6	昭51. 2. 12	有	〃 (30. 2. 14)
沖縄学校事務労働組合	8	平5. 6. 29	有	〃 (2. 4. 27)

イ 法人格付与法に基づく規約の認証

法第53条の規定による登録の要件を備えていない職員団体等であっても、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号。以下「法人格付与法」という。）における所定の要件を備える場合には、同法に基づき、規約について人事委員会の認証を受け、主たる事務所の所在地において登記することによって法人となることができる。

これまで、当委員会が規約の認証をした職員団体等はない。

ウ 管理職員等の範囲

職員が職員団体を組織する場合、法第52条第3項により次の職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされており、また管理職員等の範囲は管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号）別表で定めている。

- ① 重要な行政上の決定を行う職員
- ② 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- ③ 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- ④ 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- ⑤ その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

(5) 市町村等の公平委員会の事務の受託関係業務

市町村（那覇市を除く）、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）の公平委員会の事務について、平成24年4月1日に法第7条第4項の規定に基づき、市町村等が沖縄県に事務の処理を委託したことに伴い、同日から当委員会が市町村等の公平委員会の事務を実施している。

ア 受託団体

当委員会が公平委員会の事務を受託している地方公共団体は、次の64団体である。
（令和3年4月1日現在）

市 (10市)	宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市
町村 (11町19村)	本部町、金武町、嘉手納町、北谷町、西原町、与那原町、南風原町、久米島町、八重瀬町、竹富町、与那国町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、恩納村、宜野座村、伊江村、読谷村、北中城村、中城村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、多良間村
一部事務組合 (22組合)	倉浜衛生施設組合、沖縄県市町村自治会館管理組合、本部町今帰仁村清掃施設組合、本部町今帰仁村消防組合、沖縄県市町村総合事務組合、島尻消防組合、東部消防組合、中城村北中城村清掃事務組合、中部衛生施設組合、中城北中城消防組合、金武地区消防衛生組合、国頭地区行政事務組合、南部広域行政組合、中部広域市町村圏事務組合、八重山広域市町村圏事務組合、南部広域市町村圏事務組合、北部広域市町村圏事務組合、比謝川行政事務組合、中部北環境施設組合、沖縄県離島医療組合、那覇市・南風原町環境施設組合、那覇港管理組合
広域連合 (2連合)	沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合

イ 受託業務

当委員会が受託している市町村等の公平委員会の事務は、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分についての審査請求、苦情処理などである。

(7) 勤務条件に関する措置の要求

市町村等の職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し措置の要求があった場合に、人事委員会がこれを審査し、判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対して必要な勧告等を行うものである。

令和2年度における市町村等の職員にかかる措置の要求事案の処理状況は、次のとおりである。
(単位:件数)

元年度末 係属件数	新規受付 件 数	処 理 件 数					2 年度末 係属件数
		要求認容	棄 却	却 下	取下げ	計	
0	4	0	0	1	0	1	3

※職員：一般行政職員、県費負担教職員及び消防職員。(特別職の職員、企業職員及び現業職員を除く。)

(4) 不利益処分についての審査請求

市町村等の職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について審査請求があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法又は不当であればこれを取り消し、又は修正し、さらに必要があれば任命権者に対し是正措置を指示するものである。

令和2年度における市町村等の職員にかかる審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。
(単位:件数)

元年度末 係属件数	新規受付 件 数	処 理 件 数					2 年度末 係属件数
		処分取消 又は修正	棄 却	却 下	取下げ	計	
1	3	0	1	1	0	2	2

※職員：上記(7)の職員から条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員を除いた職員。

(9) 苦情処理関係業務

市町村等の職員から勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談があった場合に、人事委員会が助言、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものである。

令和2年度における市町村等の職員からの苦情相談の状況は次のとおりである。
(単位:件数)

元年度末 係属件数	新規 受付 件数	相 談 内 容											2 年 度末 係属 件数	
		給 与	旅 費	勤 務 時 間	休 暇	執 務 環 境	厚 生 福 利	服 務	転 任	任 用	セクシュ アル・ハ ラスメン ト	ハ ^レ リハラ ・い じ め・嫌 がらせ		そ の 他
0	22	1	1	2	2	2	0	1	1	2	0	7	3	0

※職員：上記(ア)の職員。ただし那覇市立学校県費負担教職員については同市教育委員会の権限事項に係るものは除く。

(エ) 職員団体関係業務

a 職員団体の登録

市町村等の職員団体が法等に定める要件に適合している団体であるかどうか確認し、労使間における交渉その他労使関係の正常な運営を図るために人事委員会が公証する制度である。

令和2年度末現在で登録されている市町村等の職員団体は、次のとおりである。

名 称	登 録		法人格 の有無	令和2年度登録事項 変更内容(変更年月日)
	番号	年月日		
北谷町職員労働組合	市町村第1号	昭49. 2. 7	有	
金武町職員労働組合	市町村第2号	昭49. 3. 13	無	
石垣市職員労働組合	市町村第3号	昭50. 6. 19	有	
竹富町職員組合	市町村第4号	昭53. 2. 25	有	
沖縄市職員労働組合	市町村第5号	昭54. 8. 9	有	
宜野湾市職員労働組合	市町村第6号	昭56. 6. 5	有	
浦添市職員労働組合	市町村第7号	昭59. 1. 19	有	
南城市職員労働組合	市町村第8号	昭61. 5. 27	有	役員 (2. 6. 9)
名護市職員労働組合	市町村第9号	昭63. 3. 25	有	
石垣市職員労働組合	市町村第10号	昭63. 6. 7	有	
大宜味村職員労働組合	市町村第11号	平元. 6. 6	有	
宜野座村職員労働組合	市町村第12号	平4. 2. 7	有	
自治労うるま市職員労働組合	市町村第13号	平4. 12. 15	有	
南城市職員会	市町村第14号	平18. 7. 11	有	
座間味村船員組合	市町村第15号	平19. 12. 17	無	役員 (2. 4. 27)
西原町職員労働組合	市町村第16号	平22. 3. 16	無	

b 法人格付与法に基づく規約の認証

登録されていない職員団体等であっても、法人格付与法における所定の要件を備える場合は、同法に基づき、規約について人事委員会の認証を受け、主たる事務所の所在地において登記することによって法人となることができる。

これまで、当委員会が規約の認証をした市町村等の職員団体等はない。

c 市町村等の管理職員等の範囲

市町村等の職員が職員団体を組織する場合、管理職員等（43ページ参照）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされている。

市町村等の管理職員等の範囲は、沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第10号）別表で定めている。

6 労働基準監督関係業務

地方公務員法（昭和25年法律第261号。）第58条第5項の規定に基づき、労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1の第12号及び同表に掲げる事業以外の事業を行う事業所に対し、労働基準監督機関としての職権を行使するものである。

(1) 労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査の実施

人事委員会委員長が労働基準監督機関としての職権を行使することとされている事業所の勤務条件及び作業環境の実態を把握し、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらに基づく命令の周知及びその遵守のための監督を行うため、「労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査について」（平成14年7月16日委員長決定）及び「労働基準及び労働安全衛生に関する実態調査実施要領」（令和元年8月14日事務局長決定）に基づき、次のとおり書面調査及び実地調査を行った。

ア 調査期間

書面調査：令和2年8月14日から9月11日まで

※令和2年度の調査については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から実地調査はおこなっていない。

イ 調査事業所

区 分	12号事業所			官公署の事業所			計		
	知事部局	教育委員会	警察本部	知事部局	教育委員会	警察本部	知事部局	教育委員会	警察本部
書面調査	11	27	0	7	2	6	18	29	6
									53

ウ 文書指導実施事業所

区 分	12号事業所			官公署の事業所			計		
	知事部局	教育委員会	警察本部	知事部局	教育委員会	警察本部	知事部局	教育委員会	警察本部
文書指導	7	17	0	4	2	6	11	19	6
									36

(2) 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく届出の受理等の職権行使

令和2年度における届出の受理等の状況は、次のとおりである。

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	県議会	計
時間外労働・休日労働に関する協定届	21	80	1	0	102
断続的な労働（宿日直勤務含む）許可	1	0	0	0	1
解雇予告除外認定	0	0	0	0	0
衛生管理者選任報告	15	45	15	0	75
産業医選任報告	3	3	0	0	6
定期健康診断結果報告	10	71	16	0	97
特殊健康診断結果報告	2	0	6	0	8
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書	7	71	18	0	96
労働者死傷病報告	1	4	18	0	23
事故報告書	0	0	0	0	0
建設物・機械等設置届	1	0	0	0	1
小型クレーン設置報告	1	0	0	0	1

(3) 労働安全衛生法の規定に基づく特定機械等の検査状況

ア 落成検査の実施
令和2年度は実施なし

イ 性能検査の報告の受理

ボイラー	第一種圧力容器	クレーン	移動式クレーン	ゴンドラ	エレベーター	計
6	10	2	1	0	2	21

(4) 特定機械等の事業所別設置状況

(令和3年3月31日現在)

事業所の名称	種類	有効使用期間
知事部局本庁企業立地推進課 (沖縄県 素形材産業賃貸工場)	ホイスト式天井クレーン	R2. 8.30 ~ R4. 8.29
知事部局本庁企業立地推進課 (那覇空港内)	エレベーター	R2. 10.11 ~ R3. 10.10
	〃	R2. 10.11 ~ R3. 10.10
土木建築部港湾課 (宜野湾港マリーナ)	クレーン (テルハ)	R2. 3.15 ~ R4. 3.14
土木建築部港湾課 (宜野湾港マリーナ)	クレーン (テルハ)	R元. 10.17 ~ R3. 10.16
土木建築部港湾課 (与那原マリーナ)	クレーン (テルハ)	R2. 3.12 ~ R4. 3.11
土木建築部港湾課 (与那原マリーナ)	クレーン (テルハ)	R2. 3.12 ~ R4. 3.11
農業研究センター	第一種圧力容器	R2. 9. 7 ~ R3. 9. 6
工業技術センター	第一種圧力容器	R2. 8.18 ~ R3. 8.17
具志川職業能力開発校	移動式クレーン	R2. 10.19 ~ R4. 10.18
浦添職業能力開発校	移動式クレーン	R2. 1.15 ~ R4. 1.14
北部農林高等学校	ボイラー	R3. 3. 3 ~ R4. 3. 2
	第一種圧力容器	R2. 4.25 ~ R3. 4.24
中部農林高等学校	ボイラー	R2. 11. 8 ~ R3. 11. 7
	第一種圧力容器	R2. 9. 8 ~ R3. 9. 7
南部農林高等学校	ボイラー	R3. 3.20 ~ R4. 3.19
	第一種圧力容器	R3. 3.22 ~ R4. 3.21
	〃	R2. 7.23 ~ R3. 7.22
	ホイスト式天井クレーン	R2. 12.19 ~ R4. 12.18
八重山農林高等学校	第一種圧力容器	R2. 9.28 ~ R3. 9.27
宮古工業高等学校	機関車形ボイラー	R2. 8. 9 ~ R3. 8. 8
沖縄水産高等学校	ボイラー	R3. 3.27 ~ R4. 3.26
	第一種圧力容器	R2. 11.13 ~ R3. 11.12
宮古総合実業高等学校	ボイラー	R3. 2.28 ~ R4. 2.27
	第一種圧力容器	R3. 2.23 ~ R4. 2.22
	〃	R3. 2.28 ~ R4. 2.27

(5) 労働基準法別表第1に掲げる事業等を行う事業所一覧表

(令和3年3月31日現在)

労働基準 監督機関	事業	事業所
沖縄労働局 (労働基準監督署) (36)	労働基準法別表第1に掲げる事業	第3号 農林土木事務所(2) 農林水産振興センター(家畜保健衛生所(家畜保健衛生課)を除く。)(3) 土木事務所(5) (10)
		第6号 南部林業事務所 (1)
		第7号 家畜改良センター 病虫害防除技術センター(予察防除班を除く。) (2)
		第13号 若夏学院 児童相談所保護班(2) 保健所(5) 総合精神保健福祉センター 食肉衛生検査所(2) 動物愛護管理センター 特別支援学校寄宿舎(9) (21)
		第14号 沖縄県立離島児童生徒支援センター (1)
		第15号 下水道事務所 (1)
沖縄県人事委員会 (162)	労働基準法別表第1に掲げる事業	第12号 消防学校 芸術大学 自治研修所 海洋深層水研究所 平和祈念資料館 衛生環境研究所 看護大学 家畜衛生試験場 畜産研究センター 農業大学校 農業研究センター(支所(3)) 森林資源研究センター 水産海洋技術センター(支所(1)) 栽培漁業センター 職業能力開発校(2) 工業技術センター 工芸振興センター 高等学校(53) 特別支援学校(寄宿舎を除く。)(15) (分校2) 併設型中学校・高等学校(3) 併設型高等学校・特別支援学校(4) 総合教育センター 図書館 博物館・美術館 埋蔵文化財センター 警察学校 (104)
	労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業	知事部局本庁 宮古事務所 八重山事務所 東京事務所 県税事務所(3) 自動車税事務所 福祉事務所(5) 身体障害者更生相談所 女性相談所 児童相談所(保護班を除く。)(2) 家畜保健衛生所(4) 病虫害防除技術センター予察防除班 農業改良普及センター(2) 中央卸売市場 大阪事務所 計量検定所 下地島空港管理事務所 議会事務局 教育庁本庁 教育事務所(6) 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 警察本部(運転免許課を除く。) 運転免許課 警察署(14) 機動隊 交通機動隊 (58)

- (注) 1 ()内の数字は、事業所の数である。
- 2 上に掲げる以外の事業所については、それぞれ上位の組織中に含めるものとする。
- 3 沖縄県人事委員会が所掌する事業所であっても、地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。)附則第5項及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第39条第1項の規定により地方公務員法(以下「地公法」という。)第58条第5項の適用が除外される単純労務職員(現業職員)及び地公法第4条第2項の規定により地公法の適用を受けない嘱託員等の特別職の職員については、沖縄労働局(労働基準監督署)の所掌となる。
- 4 なお、企業局及び病院事業局は、地公企法第39条第1項及び地公労法第17条第1項の規定により地公法第58条第5項の適用が除外されているため、沖縄労働局(労働基準監督署)の所掌である。

人事委員会年報（令和２年度）

令和３年 ８月発行

編集・発行 沖縄県人事委員会事務局

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1－2－2

TEL ０９８－８６６－２５４４

FAX ０９８－８６６－２５４１
